第百十八条の三第四項第四号中「イからニまで」を「イからハまで」に改め、同条第八項中「第二号」の下に「（第三号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号ロ中「又は精神障害者」の下に「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。(3)において同じ。）」を加え、同条第九項第一号中「ホに掲げる者を除く」を「ニに掲げる者に限る」に改め、同号ニ中「精神障害者」の下に「（ホに掲げる者を除く。）」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　前項第一号に規定する試行的に雇用する労働者として精神障害者（同号ニに掲げる者に限る。）を雇い入れる場合における、当該雇入れの日の前日までの過去三年間に精神障害者（精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を障害者雇用促進法第四十三条第一項の労働者として雇用したことがない事業主に対する前項第七号の規定の適用については、同号中「四万円」とあるのは、「八万円」とする。ただし、既にこの項の規定により読み替えて適用する前項の規定による支給を受けた事業主（当該支給の対象となる雇入れの日から三年を経過した者を除く。）にあつては、この限りではない。

第百十九条を次のように改める。

（生涯現役起業支援助成金）

第百十九条　生涯現役起業支援助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する者が代表者である法人を、新たな事業を開始するために設立した事業主であること。

(i)　当該設立の日における年齢が四十歳以上の者であること。

(ii)　当該法人の業務に専ら従事する者であること。

(2)　個人事業主のうち、新たな事業を開始した日における年齢が四十歳以上の者であつて、当該事業に専ら従事するものであること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　法人の設立又は事業の開始（法人による場合を除く。）の日から十二箇月以内に、雇用創出のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画（以下この条において「雇用創出計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

(2)　雇用創出計画の期間（以下この条において「計画期間」という。）内に、次のいずれかに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数以上の者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(i)　六十歳以上の者　二人

(ii)　四十歳以上六十歳未満の者　三人（六十歳以上の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては、二人）

(3)　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する生涯現役起業支援助成金の受給についての申請書の提出日までの間（(4)において「基準期間」という。）において、(2)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(4)　(2)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(5)　(2)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号イ(1)の法人の代表者又は同号イ(2)の個人事業主が六十歳以上の場合　雇用創出計画に基づく募集及び採用並びに教育訓練に要した経費（人件費を除く。ロにおいて「助成対象経費」という。）の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

ロ　イ以外の場合　助成対象経費の二分の一に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

第百二十条及び第百二十条の二中「第百二条の五第二項及び第六項」を「第百二条の五第二項、第六項及び第八項に」に、「、第三項及び第五項」を「から第五項まで」に、「並びに第百十八条の三第二項、第四項及び第八項から第十項まで」を「、第百十八条の三第二項、第四項、第八項、第九項及び第十一項並びに第百十九条」に、「受入れ人材育成支援奨励金」を「受入れ人材育成支援奨励金、キャリア希望実現支援助成金」に、「及び障害者職場復帰支援助成金」を「、障害者職場復帰支援助成金及び生涯現役起業支援助成金」に改める。

第百二十五条の四第一項第一号イ(3)を削り、同号イ(2)中「(2)、ロからホまで、チ及びリ、次号イからホまで、チ及びリ並びに次項」を「条（この号ホ及びチからワまで、次号ホ、チ、リ及びル並びに第三項を除く。）」に、「一般型訓練」を「一般企業型訓練」に改め、同号イに次のように加える。

(9)　労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画においてその雇用する被保険者に対し、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保等に係る措置を定めている事業主であること。

第百二十五条第一項第一号ハ中「関連する訓練（」を「関連する訓練又はその雇用する被保険者に海外における事業に関連する訓練（海外で実施する訓練を含む。）に、「成長分野等人材育成型訓練」を「成長分野等・グローバル人材育成型訓練」に改め、「期間」の下に「（海外で実施する訓練の期間を除く。）」を加え、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「(3)から(8)まで」を「(3)から(7)まで」に改め、同号ヘに次のように加える。

(3)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者であつて、十五歳以上四十五歳未満のもの（以下この条において「対象被保険者」という。）に学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）と連携した対象認定実習併用職業訓練を受けさせる事業主（当該対象認定実習併用職業訓練の期間、当該対象被保険者が所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(ii)　年間職業能力開発計画に基づき、厚生労働大臣が定める方法により、対象被保険者に能力評価を実施する事業主であること。

第百二十五条第一項第一号中ヘをホとする。

第百二十五条第一項第一号トを削り、同号チを同号ヘとし、同号リを同号トとし、同号ヌ(1)(i)中「その雇用する被保険者であつて、十五歳以上四十五歳未満のもの（以下この条において「対象被保険者」という。）」を「対象被保険者」に、「又は建設業」を「、建設業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野」に改め、同号ヌ(1)(i)から(iii)まで中「ものづくり人材育成訓練」を「特定分野認定実習併用職業訓練」に改め、同号ヌを同号チとし、同号チの次に次のように加える。

リ　イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　年間職業能力開発計画に基づき、新たに雇い入れた被保険者であつて、四十五歳以上六十五歳未満のもの（以下この条において「対象中高年職業能力形成促進者」という。）に都道府県労働局長に届け出た対象中高年職業能力形成促進者に対する職業訓練（以下